

京都大学サマーデザインスクール実施要領

サマーデザインスクール運営委員会

2013年5月31日策定

2013年9月27日改定

2014年4月30日改定

2015年4月1日改定

1. 主旨

- ・ 京都大学はデザイン学大学院連携プログラムを中心とするデザイン学の問題発見型学習/問題解決型学習(FBL/PBL)を大学内外に開放し、産学官公民の実践型教育と共創の場とする。

2. 運営

- ・ サマーデザインスクールは毎年9月下旬に3日間、京都リサーチパークで実施する。
- ・ サマーデザインスクールの全ての参加者は、自らの意志で参加するものとする。参加への過度の助言、動員などは行わない。
- ・ FBL/PBLの課題は、主催・共催団体に所属する教員、並びにデザインイノベーションコンソーシアム（26年度発足）に所属する企業・自治体等から受け入れる。上記に限らず、実行委員長の判断により、適宜課題を受け入れる。
- ・ 主催・共催団体の所属者の実施料は、原則無料とする。それ以外の者に関しては、主催者は課題提供者の所属機関から実施料を徴収する場合があり、年度ごとに決定する。課題に特有の別途必要となる費用は、原則として課題提供者の所属機関が負担する。
- ・ 課題解決への参加は、京都大学デザイン学大学院連携プログラムの履修生に限らず、主催・共催団体に所属する学生、並びにデザインイノベーションコンソーシアム（26年度発足）に所属する企業・自治体等の構成員を受け入れる。上記に限らず、実行委員長の判断により、適宜参加者を受け入れる。主催者は参加者から参加費やコーヒーブレイク代等を徴収する場合があり、年度ごとに決定する。
- ・ FBL/PBLで新規に生じたアイディア（特許権の対象となる発明及び実用新案権の対象となる考案並びにこれらを構成するものをいい、意匠権の対象となる意匠の創作を除く。）については、共創の場としての性格上、既に産業財産権が出願されているものを除き、公知のものとして扱い、その活用は自由とする。なお、テーマワークで新規に創作された意匠に係る意匠登録を受ける権利については、当該テーマの参加者に等しく帰属するものとし、参加者の所属機関、実施者、実施者の所属機関には帰属しないものとする。
- ・ FBL/PBLの実施のために必要となる既存の知財・研究成果・データ等は、課題提供者から参加者に予め明示する。ただし、当該知財・研究成果・データ等に関するNDAを

参加者に求めることはしない。

- ・ テーマの実施において機密情報を扱わないものとする。機密情報の漏えいに関して、主催者は一切責任を負わない。
- ・ FBL/PBL の結果は、サマーデザインスクールの発表会、主催・共催団体の Web ・ニュースレター・各種展示等を通じて公開する。
- ・ FBL/PBL の課題提供者や課題提供者の所属機関は、課題参加者に対して、当該年度の FBL/PBL の実施に係らない連絡を、サマーデザインスクールの名を用いて行ってはならない。
- ・ FBL/PBL に関する上記の方針は、課題募集、参加者募集の際に周知確認する。

3. サマーデザインスクール運営委員会

- ・ 運営委員会（steering committee）を主催・共催団体の代表を中心に構成する。京都大学はデザイン学大学院連携プログラムの他、プログラム参画4部局（情報学研究科、工学研究科、教育学研究科、経営管理大学院）、学術情報メディアセンター、京都市立芸術大学は美術研究科、京都工芸纖維大学は工芸科学研究科、デザインイノベーションコンソーシアムが参加する。その他、サマーデザインスクールの前年度実行委員長、当該年度実行委員長が参加する。
- ・ 運営委員会は以下を審議する。
 - 主催・共催団体とその役割に関すること
 - 費用、知財、保険、広報に関するここと
 - 併設イベントに関するここと
 - 実施要領、並びにサマーデザインスクールの枠組みに関するここと

4. サマーデザインスクール実行委員会

- ・ 実行委員会（executive committee）は京都大学デザイン学ユニットを構成する教員有志、並びに主催・共催団体からの委員により構成する。
- ・ 実行委員会の事務局はデザインイノベーション拠点のサポートチームが担当する。

5. 併設イベント

- ・ 京都大学デザイン学大学院連携プログラムが主催する産学デザインシンポジウムを併設する
- ・ 実行委員会は、併設イベントの参加者がサマーデザインスクールを見学できるよう配慮する。